

歯材材料9 歯材用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000

CAD/CAMミリングバー

【形状・構造及び原理等】

1. 形状

ボールエンド(作業部径:1.0mm~1.3mm)

2. 構造

作業部および軸部で構成される。

- (1) 作業部 : 超硬合金(カーバイト鋼)にDC(ダイヤモンドコーティング)を施したものを
(2) 軸部 : カーバイト鋼

3. 原理

歯科用CAD/CAMマシンに装着し、刃先部を回転させながら歯科材料に接触させて切削・研削し、歯科用補綴物を作成する。

【使用目的又は効果】

各種歯科用CAD/CAM材料を切削・研削加工するために用いる回転器具で、専用の加工機に取り付けて使用する。

【使用方法等】

組み合わせて使用する医療機器

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットOCS-11 hana用

1. 使用方法等

- (1) 詳細な使用方法についてはCAD/CAMマシンに付属の取扱説明書等を参考にしてください。
(2) 歯科材料が、本ミリングバーでの加工に適した材料であることを確認する。
(3) 歯科用CAD/CAMマシンに、本ミリングバーを取り付ける。
(4) コンピュータから加工データを送信し、加工を行う。

2. 使用方法に関連する使用上の注意

- (1) 本材を取り付けて予備運転させた際、ブレやたがつき等の異常がないか確認してから加工を行うこと。
(2) 使用前後に変形や破損等がないか確認すること。

【使用上の注意】

1. 使用上の注意

- (1) 本材は歯科用CAD/CAM材料に関して、十分な知識及び技能を有する歯科医療有資格者以外には使用しないこと。
(2) 本材は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと
(3) 変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
(4) 本材の加工、改造は行わないこと。
(5) 本材の使用中に異常な振動や音を感じた際は、直ちに使用を中止すること。
(6) 本材は刃物であるため、取扱いには充分注意すること。
(7) 複数の種類の材料を加工する場合は、材料ごとにそれぞれ別のミリングバーを用意して使用すること。(異なる材料の切削屑が付着すると、切削不良の原因になります)
(8) 次の行為は、破損の原因になるため行わないこと。
・ 作業部を持つ
・ 作業部に衝撃を加える
・ 作業部を変形させる

【保管方法及び有効期間等】

- (1) 水分・腐食性薬剤およびその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的負荷)および汚染を受けないように保管すること。
(2) 本材は歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

- (1) 金属製のブラシ等で清掃しないこと。
(2) 水分を含んだ布等で清掃しないこと。
(3) 工業用工具に用いられるオイル等は、加工する歯科用修復物に付着する恐れがあるため、塗布しないこと。

【包装】

〔単品包装〕
1個入:各形態

【製造販売業者および製造業者の氏名または名称および住所等】

製造販売業者 合同会社 WSPTジャパン

住所 〒341-0021

埼玉県三郷市三郷1-20-18

TEL 048-954-5636

FAX 048-954-5636